一般社団法人日本神経治療学会　定款

第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は、一般社団法人日本神経治療学会と称し、英文では、Japanese Society of Neurological Therapeutics（略記 JSNT）と表記する。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を東京都墨田区に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　この法人は、神経学領域における治療の進歩、発展に寄与することを目的とする。

（事業）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）学術集会の開催
（２）機関誌その他の出版物の刊行
（３）神経治療学に関する情報発信
（４）関連する団体との連携および協力
（５）その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第３章　会員及び評議員

（法人の構成員）

第５条　この法人は、次の各号に掲げる会員をもって構成する。

（１）正 会 員　神経学又はその関連領域で診療ないし研究に従事する医師及び研究者で、この法人の目的に賛同して入会した個人
（２）準 会 員　医師以外の者で、この法人の目的に賛同して入会した個人
（３）学生会員　大学院又は学部に在籍する者(医師免許を有する者は除く。)で、この法人の目的に賛同して入会した個人
（４）特別会員　この法人の目的に賛同し、この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
（５）名誉会員　この法人の運営に貢献した役員経験者および理事会で推挙された個人
（６）功労会員　この法人の運営に関し、特に功績のあったもので、理事会で推挙された個人

２　この法人に、評議員を置き、評議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）に定める社員とする。
３　評議員の定数は、正会員数の概ね１０％とする。
４　評議員は正会員の中から選出し、評議員を選出するために必要な事項はこの定款に定めるもののほかは別に細則に定める。
５　評議員の任期は、選任の日から２年後に次期の評議員が選任される時までとし、再任を妨げない。
６　前項の規定にかかわらず、評議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴えを提起している場合（法人法第２７８条第１項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該評議員は社員たる地位を失わない。この場合には、当該評議員は、役員の選任及び解任並びに定款変更について議決権を有しないこととする。

（会員の資格の取得）
第６条　正会員として入会しようとする者は、評議員の推薦を得たうえ、所定の様式（理事会において別に定める。）による入会の申込みを行うものとする。
２　準会員、学生会員又は特別会員として入会しようとする者は、所定の様式（理事会において別に定める。）による入会の申込みを行うものとする。
３　入会の認定は理事長が行う。ただし、特別会員については、理事会の承認を受けなければならない。
４　名誉会員又は功労会員の推挙は、理事会の決議をもって行う。

（会費等）
第７条　会員（名誉会員を除く。）は、この法人の活動に必要な経費に充てるため、会費として、社員総会において定める額を支払う義務を負う。

（任意退会）
第８条　会員は、所定の退会届（理事会において別に定める。）をこの法人の事務局に提出して、任意に退会することができる。

（除名）
第９条　会員が次に掲げるいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。
（１）　この法人の定款その他の規則に違反したとき。
（２）　この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
（３）　その他正当な事由があるとき。
２　前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該社員総会の日の１週間前までに当該会員に通知し、かつ当該社員総会で弁明の機会を与えなければならない。

（会員資格の喪失）
第１０条　前二条のほか、会員は、次に掲げるいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
（１）　会費の納入が継続して２年なされなかったとき。
（２）当該会員が死亡又は会員である団体が解散したとき。

（会員資格喪失に伴う権利及び義務）
第１１条　会員が前三条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。
２　この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第４章　社員総会

（構成）
第１２条　社員総会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）
第１３条　社員総会は、次の事項を決議する。
（１）　会費の金額
（２）　会員の除名
（３）　理事及び監事の選任又は解任
（４）　貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
（５）　定款の変更
（６）　解散及び残余財産の処分
（７）　合併、事業の全部若しくは一部の譲渡
（８）その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）
第１４条　社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後３ヵ月以内に１回開催するほか、臨時社員総会として必要がある場合に開催する。

（招集）
第１５条　社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。
２　社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催日の２週間前までに通知しなければならない。

（議長）
第１６条　社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

（議決権）
第１７条　社員総会における議決権は評議員１名につき１個とする。

（決議）
第１８条　社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総評議員の議決権の過半数を有する評議員が出席し、出席した当該評議員の議決権の過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、総評議員の半数以上であって、総評議員の議決権の３分の２以上にあたる多数をもって行う。
（１）会員の除名
（２）監事の解任
（３）定款の変更
（４）解散
（５）合併又は事業の全部の譲渡
（６）その他法令で定められた事項

（議決権の代理行使）
第１９条　やむを得ない理由のため社員総会に出席できない評議員は、他の評議員を代理人として議決権の行使を委任することができる。
２　前項の場合における前条の規定の適用については、その評議員は出席したものとみなす。

（議事録）
第２０条　社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第５章　役員

（役員の設置）
第２１条　この法人に、次の役員を置く。
理　事　１５名以上２０名以内
監　事　１名以上３名以内
２　理事のうち１名を理事長とし、理事長をもって法人法上の代表理事とする。

（役員の選任）
第２２条　理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
２　理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
３　役員の選出に関し必要な事項はこの定款に定めるもののほかは別に細則に定める。

（理事の職務・権限）
第２３条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。
２　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
３　理事長は、毎事業年度ごとに４ヵ月を超える間隔を開けて２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務・権限）
第２４条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）
第２５条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
２　監事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、一回に限り再任することができる。
３　前各項の規定にかかわらず、任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
４　理事又は監事は、第２１条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）
第２６条　理事又は監事は､いつでも社員総会の決議によって解任することができる。
２　理事長は、理事会の決議によって解職する。

（報酬等）
第２７条　役員は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第６章　理事会

（構成）
第２８条　この法人に理事会を置く。
２　理事会は、すべての理事をもって構成する。
３　監事は、理事会に出席し、必要がある場合は、意見を述べなければならない。

（権限）
第２９条　理事会は、次の職務を行う。
（１）　この法人の業務執行の決定
（２）　理事の職務の執行の監督
（３）　理事長の選定及び解職

（招集）
第３０条　理事会は、理事長が招集する。
２　理事会を招集するときは、理事会の開催日の１週間前までに、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

（議長）
第３１条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（決議）
第３２条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合につき、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときはこの限りでない。

（議事録）
第３３条　理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
２　出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第７章　学術集会

（学術集会）
第３４条　この法人は、第４条第１号に定める事業として、毎年１回、学術集会を開催するものとする。

（会長）
第３５条　学術集会に、会長を置く。
２　会長は、学術集会を主宰する。
３　会長の任期は、担当する前年の学術集会終了の翌日から当該学術集会終了の日までとする。

第８章　会　計

（事業年度）

第３６条　この法人の事業年度は、毎年１０月１日に始まり、翌年９月３０日に終わる。

（財産の管理・運用）

第３７条　この法人の財産の管理・運用は、理事長が理事会の決議のもとに行う。

（事業計画及び収支予算）

第３８条　この法人の事業計画及び収支予算を記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会に報告しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入及び支出をすることができる。

３　前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

（事業報告及び決算）

第３９条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

（１）事業報告

（２）事業報告の附属明細書

（３）貸借対照表

（４）損益計算書（正味財産増減計算書）

（５）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

（６）財産目録

２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

（剰余金の分配）

第４０条　この法人は、剰余金が生じた場合においても、当該剰余金の分配は行わない。

第９章　定款の変更及び解散

（定款の変更）

第４１条　この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第４２条　この法人は､社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の処分）
第４３条　この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１７号に掲げる法人であって租税特別措置法第４０条第１項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第１０章　公告の方法

（公告の方法）
第４４条　この法人の公告は、電子公告による。
２　事故その他やむを得ない事由により、前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第１１章　補則

（法令の準拠）
第４５条　この定款に規定のない事項は、すべて法人法その他の法令に準拠するものとする。

（細則への委任）
第４６条　法令及びこの定款に規定のない事項で、この法人の運営のために必要な事項は、理事会の決議により別に細則に定める。

第１２章　附則

（法人の成立）
第４７条　この法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることにより成立する。
２　この法人の成立に伴い、任意団体である日本神経治療学会の一切の権利及び義務は、この法人に帰属する。

（入会等の特例）
第４８条　任意団体である日本神経治療学会の正会員、準会員、学生会員又は特別会員は、この定款の規定にかかわらず、この法人の成立に伴い、それぞれ正会員、準会員、学生会員又は特別会員としてこの法人に入会したものとみなす。
２　任意団体である日本神経治療学会の名誉会員又は功労会員は、この定款の規定に関わらず、この法人の成立に伴い、この法人の名誉会員又は功労会員として推挙されたものとみなす。
３　任意団体である日本神経治療学会の会長又は評議員は、この定款の規定に関わらず、この法人の成立に伴い、それぞれこの法人の会長又は評議員に選任されたものとみなす。

（最初の事業年度）

第４９条　この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から平成２９年９月３０日までとする。

（設立時社員）

第５０条　第５条の規定にかかわらず、この法人の設立時社員は、次のとおりとする。

設立時社員　　中島　健二
設立時社員　　楠　　進

（設立時役員）

第５１条　この法人の設立時役員は、次のとおりとする。

設立時理事　　青木　正志
設立時理事　　荒木　信夫
設立時理事　　荻野美恵子
設立時理事　　亀井　　聡
設立時理事　　楠　　進
設立時理事　　國本　雅也
設立時理事　　桑原　　聡
設立時理事　　佐々木秀直
設立時理事　　鈴木　正彦
設立時理事　　高嶋　　博
設立時理事　　冨本　秀和
設立時理事　　服部　信孝
設立時理事　　平田　幸一
設立時理事　　平野　照之
設立時理事　　藤岡　俊樹
設立時理事　　藤原　一男
設立時理事　　望月　秀樹
設立時代表理事　　中島　健二
設立時監事　　河村　　満
設立時監事　　祖父江　元

平成 28 年 12 月 28 日　認証
平成 29 年 1 月 4 日　法人成立
平成 29 年 11 月 17 日　変更
令和 6 年 11 月 7 日　変更